

犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備 一分科会における検討結果一

施設内処遇の充実

自由刑の単一化(第1)

- 懲役及び禁錮を単一化して新たな自由刑を創設(刑事施設に拘留して、作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行う)

若年受刑者を対象とする処遇内容の充実等(第1)

- 若年受刑者に対する処遇原則の明文化
- 社会復帰支援に関する規定の明文化
- 少年院の知見・施設を活用して刑事施設における処遇を充実

若年受刑者に対する処遇調査の充実(第1)

- 鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限(20歳未満)の引上げ
- 刑執行開始時に行う精密な処遇調査の対象者の拡大
- 精密な処遇調査の実施要領の見直し

外部通動作業や外出・外泊の活用等(第3)

- 刑事施設内における開放的処遇の拡大に向けた取組を推進
- 外部通動作業及び外出・外泊の環境を整備(更生保護事業法上の公益事業としての位置付けの明確化を含む)し、これらの活用を促進

刑の執行初期段階における犯罪被害者等の心情等伝達制度(第3)

- 刑の執行の初期段階において、犯罪被害者等から心情等を聴取し、処遇にいかすとともに伝達すべきものについては加害者に伝達する制度の創設
- 伝達等について矯正施設と地方更生保護委員会及び保護観察所との連携

刑の全部の執行猶予制度の見直し(第1)

- 再度の刑の全部の執行猶予の要件の見直し
- 執行猶予を取り消すための要件の緩和
- 猶予期間経過後の執行猶予の取消し
- 資格制限の排除

仮解除の活用促進・解除制度の導入(第3)

- 保護観察の仮解除の主体を地方更生保護委員会から保護観察所の長に変更
- 刑の執行猶予中の保護観察について解除制度の創設

宣告猶予制度(第2)

- 一定の比較的軽微な事案について、判決の宣告を猶予することができる制度の創設

罰金の保護観察付き執行猶予の活用(第2)

- 保護観察付き執行猶予に付することが有用かつ相当である事案への活用

若年者に対する新たな処分(第2)

- 比較的軽微な罪を犯し刑事処分がなされない18歳及び19歳の者に対し、改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能にするため、新たな処分の制度を創設

起訴猶予等に伴う再犯防止措置(第3)

- 検察官が働き掛けを行う制度の創設
- 更生緊急保護の対象に勾留中、起訴猶予処分前の者を追加
- 検察官による関係機関への協力依頼規定の整備

社会内処遇の充実

社会内処遇に必要な期間の確保(第1)

- 仮釈放の期間が6月に満たないときは、これを6月とする制度の創設

仮釈放後の段階的な処遇の実施(第3)

- 更生保護施設への宿泊の義務付けを活用等して、施設内から社会内に円滑に移行できるよう仮釈放後の段階的な処遇を実施

特別遵守事項の種類の追加(第3)

- 民間施設が行うプログラム・ミーティングの受講等や宿泊施設からの外出禁止を類型として追加

保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用(第3)

- 仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、少年鑑別所の長に対し、鑑別を求めることができる規定の整備
- 上記の者について、裁判所の許可を得て、少年鑑別所又は刑事施設に収容し、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることができる規定の整備

より犯罪被害者等の視点に立った指導(第3)

- 更生保護法の規定に、措置をとるに当たっての考慮要素の一つとして、被害者等の状況を追加
- 賠償に向けた行動等を生活行動指針に設定し、指導を行うための規律を規則等で設け、当該指導を充実

アセスメントツール・プログラム等の開発・整備(第3)

- 対象者の再犯リスクや更生促進要因等をより適切に評価するためのアセスメントツールを開発
- 罪種や問題性に依りて効果的な処遇を行うための手法をガイドライン又はプログラムとして開発・整備

更生保護事業の体系の見直し(第3)

- 更生保護施設が行う専門的な処遇や通所・訪問による処遇を更生保護事業として明文化
- 更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割を更生保護事業として明文化

自由刑

自由刑の執行猶予

罰金

起訴猶予

※運用において対応するものは青字